

保険契約の文言

傷害見舞金等支給規定

この規定は、Wolt Japan株式会社(以下「Wolt」という)の配達パートナーの傷害見舞金の支給に関する事項を定める。

※配達パートナー: 飲食物等の配達サービスを提供するためにWoltのアプリを使用する人

(給付対象者の範囲)

第1条 この規定は、Woltのオンライン中の配達パートナーに適用する。

オンライン中とは、アプリでオンラインになるための操作を行い、いつでも配達依頼を受けられる状態になった時から、アプリでオフラインになるための操作を行い、配達中の配達依頼を全て完了する間を指す。

(受給者)

第2条 本規定に定める見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人に支給する。

(死亡・後遺障害見舞金)

第3条 給付対象者がオンライン中に傷害^(注1)を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害^(注2)が生じた場合、死亡・後遺障害見舞金として別表1の金額を支給する。

(注1)傷害

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害(身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)をいう。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除く。

(注2)後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、給付対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいう。

(傷害見舞金)

第4条 給付対象者がオンライン中に傷害を被り、治療^(注1)を要し入院^(注2)または通院^(注3)したときは、傷害見舞金として次の金額を支給する。なお、死亡・後遺障害見舞金を支給する場合も、傷害見舞金を支給する。

・給付条件は以下の通り。

給付内容	対象期間	給付限度額(配達パートナー1名あたり、1事故あたり、円単位)
医療見舞金 ^(注4)	オンライン中※	1,000,000円
死亡見舞金 ^(注5)	オンライン中※	10,000,000円
葬式費用、配偶者/被扶養者への見舞金 ^(注5)	オンライン中※	1,000,000円
後遺障害見舞金 ^(注6)	オンライン中※	10,000,000円
1日あたりの入院に伴う見舞金 ^(注7)	オンライン中※	7,500円(60日を限度とする)
手術見舞金 ^(注8)	オンライン中※	① 入院中に受けた手術の場合: 75,000円 ② ①以外の手術の場合: 37,500円
骨折一時金 ^(注9)	オンライン中※	50,000円
歯牙欠損一時金 ^(注9)	オンライン中※	10,000円

※「オンライン中」とは上記「給付対象者の範囲 第1条」を参照のこと。

(注1) 治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいう。

(注2) 入院

配達パートナーがオンライン中に傷害を被り、その直接の結果として、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。なお、入院した日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含む。)であるときには、その処置日数を含む。

(注3) 通院

配達パートナーがオンライン中に傷害を被り、その直接の結果として、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けることを言い、治療を伴わない、薬剤、診断書の受領等のためのものも含む。

(注4) 医療見舞金

配達パートナーがオンライン中に身体障害を被り、その直接の結果として治療

を受けた場合に、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に配達パートナーが負担した健康保険の自己負担額、差額ベッド代、入退院時の交通費、薬剤費等の費用に対して、給付限度額を上限として支払うこと。

なお、労災の給付や第三者より支払われた損害賠償金等がある場合、配達パートナーが負担した費用からこれらの金額を差し引くものとする。

(注5) 死亡見舞金、葬式費用、配偶者/被扶養者への見舞金

オンライン中の事故により、不幸にも配達パートナーが死亡した場合、扶養者や相続人は一時金が受け取れる。

(注6) 後遺障害見舞金

オンライン中の事故により、配達パートナーに後遺障害が生じた場合、一時金が受け取れる。見舞金額は後遺障害の症状によるものとする(別表1参照)。

(注7) 1日あたりの入院に伴う見舞金

オンライン中の事故により、配達パートナーが入院した場合、60日を上限に見舞金を受け取ることができる。ただし、医師によって、医学的見地により就業が困難であることの証明を必要とする。

(注8) 手術見舞金

配達パートナーが身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に見舞金を受け取ることができる。

(注9) 骨折一時金・歯牙欠損一時金

配達パートナーが骨折・歯牙欠損の身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合に一時金を受け取ることができる。なお、歯牙欠損とは、歯牙の全部または一部の破折、欠損や脱臼等事故による歯牙の損傷を指す。

(見舞金等の支給制限)

第5条 給付対象者がオンライン中に負った傷害が、次のいずれかに該当する事由によって生じた場合、本規定に定める見舞金等を支給しない。

- (1) 給付対象者の故意または重大な過失に起因するとき
- (2) 給付対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するとき
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- (4) 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- (5) (3)および(4)の事由に随伴して時生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- (6) 風土病
- (7) 給付対象者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
- (8) 給付対象者が法令に定められた運転資格^(注4)を持たないで、または、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態での自動車または原動機付自転車の運転
- (9) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群^(注5)腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも給付対象者にそれを裏付けるに足り医学的他覚所見のないもの
- (10) 脳疾患、疾病または心神喪失による給付対象者の身体障害。ただし、その身体障

害が業務に起因して発生した症状の場合、この規定を適用しない。

(注1)暴動

群衆または多数の者の集団行為によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。

(注2)核燃料物質

使用済燃料を含む。

(注3)核燃料物質により汚染された物

原子核分裂生成物を含む。

(注4)法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいう。

(注5)頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいう。

(請求手続き)

第6条 給付対象者が、本規定に基づく給付を請求する場合には、その書類をWoltに提出しなければならない。(※以下の書類は一例)

- (1) 傷害見舞金等支給規定に規定する見舞金の申請に関する書類
- (2) 医師の診断書、柔道整復師の施術証明書、治療等に要した費用の領収書等
- (3) その他、Woltが必要と認める書類

(保険契約)

第7条 Woltはこの補償規定に基づく補償および給付を円滑かつ安全に運営するために、配達パートナーを補償対象者、Woltを被保険者とする保険契約を保険会社と締結する。見舞金等につき、保険会社が支給対象外または一部支給と判断した場合、本規定に定める見舞金等の全部または一部を支給しない。

(適用日)

第8条 本規定は、2021年10月15日から適用する。

以上

【別表1】

死亡・後遺障害見舞金

		見舞金
死亡		10,000,000円
等級	後遺障害	見舞金
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	10,000,000円
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	8,900,000円
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	7,800,000円

第4級	<p>(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2)しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3)両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものと は、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節も しくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいま す。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残 すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>	6,900,000円
第5級	<p>(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な 労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外 の労務に服することができないもの</p> <p>(4)1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5)1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6)1上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7)1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その 全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)</p>	5,900,000円
第6級	<p>(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2)しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない 程度になったもの</p> <p>(4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では 普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>	5,000,000円
第7級	<p>(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解すること ができない程度になったもの</p> <p>(3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普 通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の 労務に服することができないもの</p> <p>(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服 することができないもの</p> <p>(6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失っ</p>	4,200,000円

	<p>たもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものと は、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	3,400,000円
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p>	2,600,000円

	<ul style="list-style-type: none"> (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	2,000,000円
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	1,500,000円
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、骨、骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの 	1,000,000円

	<ul style="list-style-type: none"> (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	700,000円
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの 	400,000円